

河井元法相事件

現金受領の35人起訴相当

検審議決 不起訴不当は46人

検察審査会議決のポイント

- 不起訴の100人のうち、35人が起訴相当、46人が不起訴不当
- 公職者で10万円以上を受け取り、返還や辞職をしていない人は起訴が相当
- 河井克行元法相や妻案里氏を処罰し、受領者を全く処罰しないのは、現金受領が重大な違法行為であることを見失わせる恐れがある

検察審査会の判断

起訴相当

県議、市議、首長ら

35人

- 受領時、公職に就いていた
- 10万円以上の高額を受領
- 返還や辞職せず

不起訴不当

46人

- 受領を認めた後、公職を辞任
- 5万円以上を受領

不起訴相当

19人

- 受領直後に金額を返還
- 受領額は5万円以下、その後金額返還もしくは寄付

東京地検特捜部が再捜査

一〇一九年の参院選広島選挙区を巡る賣収事件で、東京第六検察審査会は二八日、公選法違反罪で実刑判決が確定した河井克行元法相(左)から現金を受け取ったとして同法違反(被賣収)容疑で告発され、不起訴

となった地元県議1百人のうち三十五人を「起訴相当」とする議決書を公表した。四十六人も「不起訴不当」として、東京地検特捜部が今後計八十一人を再捜査する異例の展開となつた。議決は二年十二月二十三日付。検審は①受領金額の多寡

②公職に就いているかどうか③返金や寄付をしているかどうかなどを中心に検討した。県議などの立場で十万円以上を受け取り、返金もしていない人は「起訴すべきだ」と判断。元法相と妻案里氏(右)は同法違反罪で有罪確定が事件を主導し

「二人の責任が最も重いことには異論はない」とした上で、受領者を全く処罰しないのは「重大な違法行為である」と見失わせる恐れがある」と指摘した。

起訴相当となつたのは、三回にわたり計一百万円を

受領した元広島県議会議長の奥原信也県議(左)や計百五十万円受け取った天満祥典(前)、原市長(右)ら十万人以上を受け取り、返金もしていない人は「起訴すべきだ」と判断。元法相と妻案里氏(右)は同法違反罪で有罪確定が事件を主導し

協力したい」と述べた。特捜部の再捜査で、起訴相当の三十五人が改めて不起訴となつても、再び検審が「起訴相当」と議決すれば、強制起訴されることになる。東京地検の森本宏次席検事は「議決内容を精査し、所要の捜査を行つた上、適切に対処したい」とのコメントを出した。東京地裁は二年六月、案里氏の当選を目指し百人に現金計約二千八百七十万円を配つたと認定し、元法相に懲役三年、追徴金百三十万円の実刑判決を言い渡した。